

## 第4章 療育・教育の充実

### 1. 療育・幼児教育の充実

#### ◇ 現状と課題

障がい児等の心身の育成は、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。

療育は、視覚や聴覚・言語、肢体不自由、知的障がい、発達障がい等の障がいに応じた施設が必要であり、本市においては、のぞみ園において障がい児等の機能訓練と療育指導を行っており、保育所においては、受け入れ可能な障がい児等に対する保育、言葉に障がい等のある幼児・児童については、言語障害通級指導教室（ことばの教室）を開設し、心身の発達に応じた言語の指導を行っています。

また、子どもの進路に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するために専門的な相談窓口における適切なアドバイスが必要となっています。

障がい児等に係る相談は、市の保健福祉部門、教育委員会、児童相談所等で行っています。

相談窓口が障がい児等の進路を決めていくうえで重要な役割を担っていることから、各関係機関との連携を密にして相談体制の一層の充実を図ることが重要です。

#### ◆ 施策の基本的方向

障がい児等一人ひとりの特性に応じた効果的な療育に努めるため、療育施設及び専門職員の充実に努めます。

#### ●目標1：療育担当者会議の充実（障害福祉G）

障がいの早期発見、早期治療等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進します。

●目標 2：障がい児等の療育体制の充実（再掲）（障害福祉 G）

障がいの早期発見、各種相談、情報提供等について、市の保健福祉部門や教育委員会、私立幼稚園等の関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標 3：言語障害通級指導教室における指導の充実（学校教育 G）

幼児・児童の言葉の遅れ等に対する指導の充実に努めます。

●目標 4：職員の資質の向上（障害福祉 G、子育て G）

療育・幼児教育の関係施設との情報交換の場の設定や、研修会の開催などにより、職員の資質の向上に努めます。

●目標 5：のぞみ園の療育機能強化（障害福祉 G）

増加傾向にある利用児への適切な療育サービスを提供するため、安定した人員体制と、障がい児等個々の状況に幅広く対応できる専門性をもった職員の配置に努め、のぞみ園の療育サービスのさらなる質の向上を図ります。

◇ 施策の目標量と確保のための方策

(1) 障がい児等の療育体制の充実

障がいの早期発見、早期療育等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、地域自立支援協議会に「子ども部会」を設置するとともに、専門的分野を検討するための担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児の療育体制の充実に努めます。

(2) のぞみ園の療育機能強化

平成 26 年度から民間委託したのぞみ園については、利用する児童に幅広く対応できるよう、臨床心理士や理学療法士、言語聴覚士など専門職の配置に努め、療育機能及び療育内容のさらなる質の向上を図ります。

◇療育の見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援・	実人数/月	104	104	104
放課後等デイサービス	延人数/月	356	356	356

## 2. 教育施策の充実

### ◇ 現状と課題

障がい児に対して、早期から適切な教育的対応を行うことは、望ましい成長発達を図るうえで極めて重要です。

障がいがあることにより、小中学校の普通学級における教育を受けることが困難であったり、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、その能力を最大限に伸ばし、社会的な自立及び参加を可能とするため、障がいの種類、程度等に応じ、より手厚く、きめ細かな教育が受けられるよう、盲学校、聾学校、養護学校、小中学校の特別支援学級または通級による教育・指導を行っています。

登別市教育委員会では、教育相談を通じて保護者の疑問に答え、その不安を解消するとともに、就学时健康診断等の結果に基づき、本人の障がいの状況、保護者の希望、通学に伴う条件を十分に考慮して適切な就学指導を行っています。

このような就学指導を適切に進めていくため、教育委員会では、医師、教職員、児童福祉関係職員等、専門家からなる教育支援委員会を設置しています。

近年、障がいの程度の重度・重複化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を進めることが強く望まれています。

学校施設においては、障がい児がその障がいの程度に応じ、学校生活に支障のないよう、スロープ、手すり、トイレ等の整備を図る必要があります。

学校外での生活体験や社会体験は、主体的に判断し行動できる能力を身につけるとともにさまざまな人との交流の機会であり、相互の理解を養うことができます。

このため、地域における学習機会の充実・確保や関連施設の整備を進め、学習しやすい環境に配慮する必要があります。

義務教育を終えた生徒の進路については、次のライフステージへ円滑に移行できるように、関係機関との一層の連携が必要です。

◆ 施策の基本的方向

校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を進めます。また、特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、関係団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

●目標 1：相談・指導の充実（学校教育 G）

特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、本人、保護者と十分協議しながら適切な支援を進めます。

●目標 2：校内体制の整備（学校教育 G）

校内委員会を開催し、交流及び共同学習の進め方や障がいのある児童生徒への理解を深め、指導を一層充実させるための体制づくりに努めます。

●目標 3：特別支援教育の充実（学校教育 G）

コーディネーターの資質向上と各学校の取り組みの情報交換などの研修や、介助員、特別支援学習支援補助員などの適正配置を進め、通常学級担任を含めた関係スタッフが連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実に努めます。

●目標 4：学校施設の整備充実（教育委員会総務 G）

学校の玄関、トイレの改善やスロープ、手すりの設置など障がい児に配慮した施設整備に努めます。

◇ 施策の確保のための方策

（1）特別支援教育の充実

一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実に努めるため、各学校に校内委員会を設置するとともに、保護者への相談窓口、担任教諭への支援、校内委員会の運営や推進などをすすめる特別支援教育コーディネーターを指名し、校内体制の整備と教育相談の充実に努めます。

また、室蘭養護学校及び室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制整備に努めます。

### 3. 福祉教育の推進

#### ◇ 現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、障がい者等とふれあう機会をもち、障がい者等の問題を自分のこととしてとらえ、適切な行動がとれるようにするためには、幼少期からの体験を通じた活動が大切です。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科をはじめ、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等、全教育活動を通じて福祉についての理解を深める指導を行い、人間愛の精神、福祉の心、社会奉仕の精神などの育成に努めています。

また、ボランティア活動をはじめ障がい者等との継続的な交流は、豊かな人間性を育成するうえで大きな意義があり、さらに障がいや障がい者等への理解を深めるうえでも大切なことです。

このため、社会福祉協議会では、小中学校における「総合的な学習の時間」の支援や出前講座、ボランティア体験事業などを実施しています。

今後は、児童生徒のボランティア活動の機会を拡充するとともに、交流教育を進め、福祉教育の一層の理解と促進を図っていく必要があります。

#### ◆ 施策の基本的方向

障がいのある児童生徒とない児童生徒が、日常的な交流や共同体験を通じてお互いに理解を深め、共に豊かな人間性をはぐくめるよう福祉教育を推進します。

#### ●目標 1：福祉教育の推進（社会福祉G）

福祉出前講座などにより児童生徒の福祉教育の推進に努めます。



●目標２：体験学習によるボランティアの実践（学校教育G、社会福祉G）

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

●目標３：交流教育の推進（学校教育G）

特別支援学級と通常学級との日常的なふれあいや、特別支援学校と居住地学校との交流などを通して、障がいや障がい者等に対する正しい理解と思いやりの大切さを学ぶ交流教育の推進に努めます。

◇ 施策の確保のための方策

（１）福祉教育の推進

障がい者自らの出前講座などにより、児童生徒の福祉教育に努めます。

（２）体験学習によるボランティアの実践

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

（３）学校教育における福祉教育の充実

生命を大切にする心や、思いやりの心などの倫理観、規範意識、社会性の育成に努めるとともに、障がいや障がい者等に対する正しい認識や理解を育みます。

